

運用にあたってのご質問の送付先 E-mail s-kenkouka@pref.toyama.lg.jp

項目	ページ	内容	回答
支援対象者	P5	・資料1 2ページ目の『退院後支援に関する計画の作成』内の「1 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画」下の一つ目のアスタリスク最後尾に、医療保護入院者等に作成することも可とありますが、まずこれはそのままの意味を指すのか、それとも措置入院後の医療保護入院者を指すのか。もしそのままの意味(措置入院後等に関わらず、医療保護入院者等であって自治体を中心となって退院支援を行う必要があると認めたもの)であれば、県マニュアル(案)5ページ目に対象者として組み込まれていないのは、県としてそれを除外したという理解で良いか。	・貴見のとおり、医療保護入院者(措置入院後に限らない)を指しています。 ・県の対象者の考え方は、新設された診療報酬の加算対象となる措置入院者のうち、国が支援対象者として想定している状態例等を参考としたものです。
	-	・現在措置入院となっている方も新ガイドラインの対象として対応することでよろしいか。	・運用開始時点において、現在措置入院中の方も支援対象とする。
	-	・これからスタートする際、すでに措置入院している事例でも対応できる場合は、ガイドラインに添って進めていくこととなるのか。	
	P6	・支援対象者について、対象者に状況の箇条書きの項目全てにあてはまる必要があるか。1つでも当てはまれば対象か。	・全てに該当する必要はありません。1つでも当てはまればよいですが、総合的に判断することとなります。
支援の流れ	P3	・支援の流れのみを見ても抜けの無いよう、要点は全て丁寧に明記していただきたい。	・現状のままとし、今後の改定時に検討します。
医師の意見書(計画作成の要否)	P6	・医師が計画作成不要と判断した場合でも、病院から様式1の提出は必要か。 ・厚生センターに、「不要」に口チェックされた様式1の提出があった場合にも、厚生センターから様式2による通知は必要か。	・手続きの決定過程を明確にしておく観点から、計画作成不要の場合も提出願います。 ・通知は必要です。
	P6	・様式1を提出した後、どれくらいの期間で厚生センターから様式2が返送されるか。	・特段の定めはありませんが、遅滞なく対応するよう努めます。
同意	P8	・計画同意後、同意撤回の場合は口頭のみ確認で良いか。その場合、同意が撤回された旨どの様式に記録するか。 ・同意後に同意撤回の場合、厚生センターから健康課への連絡は必要か。	・同意撤回の様式を作成します(様式14)。 ・同意撤回のため終了となる場合には厚生センターから健康課に電話等にて連絡願います。
	P8	・帰住先の厚生センターが同意確認のため病院に行くこととなっているが、本人の帰住先が県外の場合も行くことになるか。 ・本人の入院先が県外の場合も行くことになるか。	・本人の帰住先が県外の場合には、措置対応した厚生センター、心セ・健康課が県外保健所と同意確認の方法を調整のうえ、実施することになります。 ・本人の入院先が県外の場合には、帰住先厚生センターが、県外保健所や入院先病院と同意確認の方法を調整のうえ、実施することになります。

意見書	P10	・「〇意見書等の提出」「〇退院後支援計画(案)の作成手順」のうち、病院の様式4. 5. 6の作成、提出が重複しており分かりにくいので、整理してはどうか。	・「〇意見書等の提出」「〇退院後支援計画(案)の作成手順」について整理して記載します。
計画の作成	—	・計画作成途中に本人の帰住先が変更となった場合はどうするか。変更して、計画の作成はやり直しになるか。	※厚労省に確認中です。
会議	P12	・「〇会議での協議内容」のうち「入院先は様式9を作成」は、「〇退院後支援計画の作成にあたっての会議の開催」に頭出して明記をすればどうか。	・入院先病院の様式9の作成について、頭出して記載します。
退院後支援	P15	・支援の実際をもう少し丁寧に明記いただきたい。(計画変更時の手順、病状悪化時の対応) ・支援途中に計画変更があった際、会議の開催は必要か。	・必要事項をマニュアルP15に記載します。
	P15	・計画変更時、健康課への連絡は必要か。	・計画変更時の健康課への連絡は不要とします。
	P15	・病状悪化等により再入院となった場合、計画の取り扱いはどうなるか。	※厚労省に確認中です。
支援の終了	P16	・「〇終了の場合」本人及び家族にも支援終了の連絡と明記。	・本人、家族及び支援関係者等に伝える旨を記載します。
	P16	・支援終了の際、健康課への連絡は必要か。	・支援終了後、速やかに電話等にて連絡願います。
事例が転入した場合	—	・事例が転入してきた場合の動きを明記いただきたい。不明点としては以下のとおり。 *計画を再度立てることになるか。 *本人の同意を得る(流れ3)ところからスタートするのか。 *計画作成のための会議の開催は必須か。 *計画期間は移転元の計画支援期間の残存期間とするのでよいか。	・マニュアルP16に記載します。 ・すでに計画が立てられているのであれば、その計画に沿って支援を行うことが望ましいです。計画の内容について支援関係機関が異なることが多いと想定されるため、見直しが必要な場合が多いと考えられます。本人が転入する前に、転入元の自治体と連絡調整し、転入元から本人に計画の見直しを行なうことを事前に説明してもらうことが望ましいです。
その他	P4	マニュアルP4の「健康課・富山市保健所の場合」において、富山市管内のケースでは、病院との連絡、計画の作成について、(健康課)と記載されているが、富山市管内における富山市と県健康課の役割分担について、具体的に伺いたい。	・措置入院する際の病院との事務手続きは、県健康課が行っているため、入院後、退院後支援に向けた手続きを病院の担当者と富山市保健所の担当者が円滑に連携できるよう、県健康課が最初の時点での調整を行います。 ・計画の作成については、主に富山市保健所にて行います。県健康課は必要に応じて連携協力します。
	—	・診療報酬、障害福祉サービス等報酬との関係について等、参考資料として添付してほしい。	・診療報酬については、説明会資料等をご参照願います。障害福祉サービス等報酬については、この支援とは別制度であり、報酬体系も別となります。
	—	・今回の様式をダウンロードできるように、もしくは送付していただきたい。	・県ホームページにてダウンロードできるようにします。